

平塚競輪場新投票所等整備に係る
公募型プロポーザル

審査要領

令和8年 9月 30日

発注者 : 平塚市

目次

1 審査の概要	2
2 優先交渉権者の特定	3
3 提案内容の位置付け	3
4 審査委員会の委員に対する接触の禁止	3
5 審査委員会の運営	3

1 審査の概要

(1) 審査要領の位置付け

本審査要領（以下、「審査要領」という。）は、平塚競輪場新投票所等整備事業（以下、「本事業」という。）における優先交渉権者を特定するための審査方法等について定めることを目的としており、平塚競輪場新投票所等整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び平塚競輪場新投票所等整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）等と一体のものとして扱う。

また、本審査要領は、実施要領「10. 提案審査及び優先交渉権者の特定」に記載する平塚競輪場新投票所等整備に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものである。

(2) 審査の考え方

発注者は、提案参加者に対して、実施要領に示す提案参加資格の要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たすとともに、本事業への高い取組意欲を持っていること、要求水準書等の基準を達成できていることを求める。

また、本事業の目的を十分に理解したうえで、地域に開かれた競輪場として『市民の日常の憩い・にぎわいの場』を具現化する提案を重要な視点としている。

さらに、提案等に対する明快な説明能力、事業を行う品質管理体制及び役割・責任が明確となっている点も審査において考慮する。

(3) 審査委員会の設置

発注者は、審査に関して、審査委員会を設置する。

(4) 審査の流れ

審査は参加資格要件を確認後、技術審査、プレゼンテーション審査、見積額審査の3項目で実施する。審査の結果、この3項目の評価点の合計により順位を決定する。合計の満点は100点とする。

なお、書類の不備や提案参加資格及び要求水準書等を満たしていないことが確認された場合には、当該提案参加者を失格とする。また、審査過程において疑義がある場合には、提案参加者に対して、内容の確認及び追加資料の提出等を求めることができる。

ア 参加資格要件の確認

提案参加者より提出された書類を、事務局が確認し、審査委員会に報告する。

イ 審査

(ア) 技術審査（配点 74 点）

技術審査に係る提案書（以下、「技術提案書」という。）（様式4）等を平塚競輪場新投票所等整備に係る公募型プロポーザル提案評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、審査委員会の各委員が審査する。

(イ) プレゼンテーション審査（配点 6 点）

プレゼンテーションの内容を評価基準に基づき、審査委員会が審査する。

(ウ) 見積額審査（配点 20 点）

提案参加者より提出された技術提案見積書（様式5—1）に記載された金額（見積額）を評価基準に基づき、事務局が審査し、審査委員会に報告する。

なお、技術提案見積書の見積額が、実施要領1（7）提案上限価格を上回った場合は、失格とする。

（５）評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、評価基準のとおりである。

２ 優先交渉権者の特定

- （１） 各委員の技術審査、プレゼンテーション審査、見積額審査の合計評価点を算定する。
なお、満点は 600 点であり、最低基準点は 360 点とする。
- （２） 審査委員会は、各委員の評価点の合計により提案参加者の順位を決定する。
- （３） 審査委員会は、技術提案書及び技術提案見積書等に対し、評価基準に基づいて提案審査を行い、評価点が最も高い者を優先交渉権者、２番目に高い者を次点交渉権者として特定する。
- （４） 順位が同じ提案参加者が２者以上の場合は、見積額審査の評価点が高い者を上位とし、見積額審査の評価点も同じ場合は、技術審査の評価点が高い者を上位として決定する。
- （５） 優先交渉権者との契約が不成立となった場合は、次点交渉権者と見積もり合わせを経て設計業務委託契約を締結する。
- （６） 提案参加者が１者であるとき、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。最低基準点に満たない場合又は提案参加者がいない場合は、再度プロポーザルを実施する。

３ 提案内容の位置付け

優先交渉権者が提案した技術提案内容は、原則として契約上、要求水準書と同等の位置付けとし、契約後は設計図書の一部として取り扱うものとする。ただし、提案のうち、本事業の実施に当たり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、優先交渉権者の合意のもと、発注者は当該技術提案内容の一部を契約上、要求水準書と同等の位置付けとしない場合がある。また、審査委員会において、優先交渉権者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、審査委員会が提示した意見を踏まえて、技術提案内容を改善することが不可欠であると発注者が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、改善した技術提案内容を要求水準書と同等の位置付けとする。

なお、優先交渉権者は、契約上の要求水準として位置付けられた技術提案内容を履行しなければならない。受注者の責により当該内容を履行できなかった場合又は履行できないことが明らかとなった場合は、基本協定書「履行の担保」の定めに基づき、違約金その他必要な措置の対象とする。

４ 審査委員会の委員に対する接触の禁止

審査委員会の委員及び発注者職員及び関係課職員に対して、本件審査に関わる内容を聴取する目的での接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格とする。その他の無効・失格要件は、実施要領に定める。

５ 審査委員会の運営

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

以上